

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5国籍、6続柄、7電話番号 8課税・納税額	
記録範囲	国民健康保険被保険者（資格喪失者含む）	
記録情報の収集方法	本人または家族からの資格取得・喪失届の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	高額医療・出産貸付申請書及び決定通知書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	高額医療費資金貸付及び出産費資金貸付処理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6課税・納税額 7妊娠・出産 8診療点数、9医療機関名	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考	出産費資金貸付制度廃止(令和6年4月1日)	

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	第三者行為による被害届	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	第三者行為による被害があったものの把握及び措置のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5国保番号、6電話番号、7健康状態	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの被害届の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	出産育児一時金支給申請書・名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	出産育児一時金の支給のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4続柄、5国保番号、6電話番号、7振込口座	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの出産育児一時金支給申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	住民異動届	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6個人番号、7電話番号 8職業	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの住民異動届の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特別療養費支給申請書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	特別療養費の支給のため	
記録項目	1氏名、2住所、3国保番号、4電話番号、5振込口座、6医療機関名・所在地、7受診月	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの特別療養費支給申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格確認書等返送簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格確認書等返送分の管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4返送日、5再送日	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	郵便局からの国民健康保険資格確認書等の返戻	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	70歳未満限度額適用・標準負担額減額認定証台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	70歳未満の限度額適用・標準負担額減額認定証の管理のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4国保番号	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	70歳以上限度額適用・標準負担額減額認定証台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	70歳から74歳の限度額適用・標準負担額減額認定証の管理のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4国保番号	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	療養費支給申請書・受付簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	療養費支給のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5国保番号、6電話番号、 7振込口座、8傷病名、9発症又は負傷原因、10医療機関名・所在地、 11受診月	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの療養費支給申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	本人請求	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	不当利得の返還請求のため	
記録項目	1氏名、2住所、3国保番号、4医療機関、5診療点数	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	千葉県国民健康保険団体連合会から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特定疾病認定申請書・台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	特定疾病療養受療証の申請及び管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5国保番号、6宛名番号	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの特定疾病認定申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特定健康診査問診票及び結果票、人間ドック受検結果報告書（国保）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査等結果管理、人間ドック受検確認のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7健康状態、8病歴 9受診日、10検査値、11結果判定、12保健指導階層化、13健診業者名又は医療機関名	
記録範囲	年度末年齢40歳以上の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの問診 健診業者・医療機関からの健診結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特定保健指導支援計画及び実施報告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	特定保健指導結果管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7健康状態、8検査値、9保健指導区分、10支援計画内容、11指導内容、12指導結果	
記録範囲	年度末年齢40歳以上の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	保健指導機関からの計画書・報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	滞納世帯管理台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	滞納者管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5課税・納税額	
記録範囲	国民健康保険税滞納者	
記録情報の収集方法	—	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国民年金資格異動届	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の資格管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6電話番号	
記録範囲	第1号被保険者（20歳以上60歳未満）	
記録情報の収集方法	本人または家族からの国民年金資格異動届の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構 東京広域事務センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	任意加入申出書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	60歳以降国民年金に加入するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6戸籍の身分事項	
記録範囲	第一号被保険者（60歳以上70歳未満）	
記録情報の収集方法	本人又は家族からの任意加入申出書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構 東京広域事務センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療被保険者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の資格管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6個人番号	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの資格取得届の提出または年齢到達による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料収納台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の収納管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5収入、6賦課・収納額、7納付方法変更申し出の有無	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人の納付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	人間ドック受検申請書及び申請台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の人間ドック受検申請の処理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6課税・納税額 7医療機関名	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの人間ドック受検申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療差額ベッド料助成申請書及び申請台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の差額ベッド料助成申請のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5収入、6医療機関名	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの後期高齢者医療差額ベッド料助成申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療資格確認書納入順リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療資格確認書返送分の管理のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4返送日	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	郵便局からの返戻	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健康診査問診票及び結果票、人間ドック受検結果報告書（後期）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者健康診査等結果管理、人間ドック受検確認のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7健康状態、8病歴 9受診日、10検査値、11結果判定、12保健指導階層化、13健診業者名又は医療機関名	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの問診 健診業者・医療機関からの健診結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	滞納管理台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の滞納者管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5本籍、6続柄、7電話番号 8家庭生活の状況、9収入、10財産状況、11賦課・納付額	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族による納付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国民健康保険加入勧奨ファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	未加入被保険者の解消及び資格管理の適正化	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5旧保険者番号 6旧保険者記号・番号・枝番	
記録範囲	健康保険等の資格喪失後に医療機関等を受診し、診療から3か月経過後も新資格が判明しない者であって、旧保険者等がオンライン資格確認等システムを用いて資格確認の要求を行った者	
記録情報の収集方法	情報集約システムからのダウンロードによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	年金特別徴収口座振替切替申請書受付簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税を年金特別徴収による納付方法で納付する納税義務者の口座振替への切替申請を適正に管理するため	
記録項目	1国保番号、2世帯主名、3宛名番号、4生年月日	
記録範囲	国民健康保険税を年金特別徴収による納付方法で納付する納税義務者	
記録情報の収集方法	国民健康保険税を年金特別徴収による納付方法で納付する納税義務者からの申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	減免内訳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における減免の申請・決定について適正な管理を行うため	
記録項目	1国保番号、2通知書番号、3世帯主名、4減免理由、5対象者、6.生年月日 7開始日、8終了日、9減免決定日、10課税額、11減免額、12差引課税額	
記録範囲	国民健康保険税において減免の申請を行った者及びその対象者	
記録情報の収集方法	国民健康保険税において減免の申請を行おうとする者の申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	再発行納付書記録簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における納付書の再発行記録を適正に管理するため	
記録項目	1国保番号、2宛名番号、3通知書番号、4氏名	
記録範囲	国民健康保険税において納付書の再発行を行った対象者	
記録情報の収集方法	納付書の再発行を行った際の電子計算機の画面を印刷することによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	納入通知書返戻者管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	納入通知書の送付を行った者の中で、居住実態不明等のため納入通知書が返戻となった者を適正に管理するため	
記録項目	1国保番号、2通知書番号、3宛名番号、4氏名、5生年月日、6送付先住所、7調査記録	
記録範囲	国民健康保険税において納入通知書が居住実態不明等により返戻となった世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	郵便局による納入通知書の返戻による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国民健康保険申立書管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険において世帯主が死亡したことによる還付金の受領及び送付先変更に関する申立書の管理を適正に行うため	
記録項目	1国保番号、2宛名番号、3住所、4死亡者氏名、5死亡日	
記録範囲	国民健康保険において死亡した世帯主	
記録情報の収集方法	国民健康保険において死亡した世帯主の相続人代表者等による申立書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	加算金管理処理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳入還付において発生した加算金を適正に処理するため	
記録項目	1整理番号、2国保番号、3宛名番号、4氏名、5加算金額	
記録範囲	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳入還付において加算金が発生した納税義務者	
記録情報の収集方法	収納管理システムの還付システムにより該当を抽出することによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	窓口未受領分歳出還付管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳出還付において口座情報不明等により振込処理が未済の者を適正に管理するため	
記録項目	1整理番号、2納税者宛番、3納税者氏名、4納税者郵番、5納税者住所、6生年月日、7還付金額	
記録範囲	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳出還付において口座情報不明等により振込処理が未済の者	
記録情報の収集方法	収納管理システムの還付システムにより該当を抽出することによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	歳入還付未受領管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳入還付において口座情報不明等の理由から過年度に発生した還付金の振込処理が未済の者を適正に管理するため	
記録項目	1整理番号、2通知書番号、3課税番号、4納税者宛番、5納税者氏名 6納税者郵番、7納税者住所、8生年月日、9還付金額	
記録範囲	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳入還付において口座情報不明等の理由から過年度に発生した還付金の振込処理が未済の者	
記録情報の収集方法	収納管理システムの還付システムにより該当を抽出することによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	歳出還付未受領管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳出還付において口座情報不明等の理由から過年度に発生した還付金の振込処理が未済の者を適正に管理するため	
記録項目	1整理番号、2通知書番号、3課税番号、4納税者宛番、5納税者氏名、6生年月日、7還付金額	
記録範囲	国民健康保険税における過誤納金還付のうち、歳出還付において口座情報不明等の理由から過年度に発生した還付金の振込処理が未済の者	
記録情報の収集方法	収納管理システムの還付システムにより該当を抽出することによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国保情報集約関連情報ファイル
行政機関等の名称	成田市役所
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526
個人情報ファイルの利用目的	・資格継続業務を行うため、都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 ・資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。 ・高額該当回数の引き継ぎ業務を行うため、転入地市区町村が世帯継続性を認め た場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。 ・オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。
記録項目	○都道府県被保険者 ID 管理 ○市町村被保険者 ID 管理 ○世帯管理番号管理 ○個人管理番号管理 ○資格世帯管理 ○資格世帯管理履歴 ○資格世帯異動管理 ○資格世帯異動管理履歴 ○資格個人管理 ○資格個人管理履歴 ○資格得喪管理 ○資格得喪管理履歴 ○資格得喪退職管理 ○資格得喪退職管理履歴 ○資格個人異動管理 ○資格個人異動管理履歴 ○被保証等管理 ○被保証等管理履歴

	○高齢受給者証管理 ○高齢受給者証管理履歴 ○各種証管理 ○各種証管理履歴 ○世帯所得区分情報管理 ○世帯所得区分情報管理履歴 ○国保資格得喪管理(市町村) ○国保資格得喪管理(都道府県) ○継続候補世帯リスト管理 ○継続候補世帯構成員リスト管理(国保適用開始世帯) ○継続候補世帯構成員リスト管理(国保適用終了世帯) ○継続世帯管理 ○限度額特例対象世帯情報管理 ○限度額特例対象世帯情報管理履歴 ○75 歳到達時特例対象者情報管理 ○75 歳到達時特例対象者情報管理履歴 ○継続候補世帯旧番号情報管理 ○国保資格得喪管理(同日得喪) ○高額該当情報管理 ○高額該当情報管理履歴 ○継続世帯高額該当情報管理 ○高額該当引継情報管理 ○高額該当引継情報管理履歴 ○継続候補世帯リスト管理履歴 ○継続候補世帯構成員リスト管理履歴(国保適用開始世帯) ○継続候補世帯構成員リスト管理履歴(国保適用終了世帯) ○資格世帯管理ワーク ○資格個人管理ワーク ○第三者行為求償情報管理 ○第三者行為求償情報管理履歴 ○都道府県点検用番号管理 ○資格個人管理(加入者情報) ○資格個人管理(加入者情報)履歴 ○各種証管理 2 ○各種証管理 2 履歴 ○加入者通番管理 ○加入者通番個人管理番号管理 ○加入者情報管理(システム基本情報) ○加入者情報管理(システム基本情報)履歴 ○加入者情報管理(システム基本情報)(応答待機) ○加入者情報管理(情報に関する制御情報) ○加入者情報管理(情報に関する制御情報)履歴 ○加入者情報管理(情報に関する制御情報)(応答待機) ○加入者情報管理(基本情報)
--	--

	○加入者情報管理(基本情報)履歴 ○加入者情報管理(基本情報)(応答待機) ○加入者情報管理(資格情報) ○加入者情報管理(資格情報)履歴 ○加入者情報管理(資格情報)(応答待機) ○加入者情報管理(被保険者証等情報) ○加入者情報管理(被保険者証等情報)履歴 ○加入者情報管理(被保険者証等情報)(応答待機) ○加入者情報管理(高齢受給者証情報) ○加入者情報管理(高齢受給者証情報)履歴 ○加入者情報管理(高齢受給者証情報)(応答待機) ○加入者情報管理(限度額認定証関連情報) ○加入者情報管理(限度額認定証関連情報)履歴 ○加入者情報管理(限度額認定証関連情報)(応答待機) ○加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報) ○加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)履歴 ○加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)(応答待機) ○加入者情報管理(世帯情報) ○加入者情報管理(個人情報) ○加入者情報管理(メッセージ管理) ○加入者情報管理(加入者基本情報変更履歴) ○加入者情報管理(加入者基本情報変更履歴)(履歴) ○加入者情報管理(加入者基本情報変更履歴)(応答待機) ○加入者情報管理(個人番号誤入力情報) ○加入者情報管理(個人番号誤入力情報)(履歴) ○中間サーバー未連携等エラー対象者管理 ○中間サーバー即時連携情報管理
記 録 範 囲	1 被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう

記 録 情 報 の 収 集 方 法	1. 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム（以下、市区町村システム）に当該情報を登録する。 2. 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者（擬制世帯主を含む）についての被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）を作成する。 3. 被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合 PC に移入すると、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに「被保険者異動情報」が送信され「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報が更新される。	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	含む	
記録情報の経常的提供先	1. 転入地市町村（高額該当回数引き継ぎ業務） 2. 取りまとめ機関（オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課 （所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	産前産後軽減届出管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税における産前産後軽減の申請について適正な管理を行うため	
記録項目	1国保番号、2世帯主名、3出産被保険者名、4出生日、5単胎出産か多胎出産かについて	
記録範囲	国民健康保険税において産前産後軽減の申請を行った者及びその対象者	
記録情報の収集方法	国民健康保険税において軽減の申請を行おうとする者の申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	送付先変更者管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険関係書類等における送付先変更の管理を適正に行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 電話番号 4. 国保番号 5. 送付先変更理由	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	成年後見人等からの送付先変更申出書の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	診療録	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課（成田市国保大栄診療所）	
個人情報ファイルの利用目的	患者への適切な診察、医療支援を行うために利用する。	
記録項目	1 患者情報（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号）、 2 医療保険、公費情報、 3 バイタル、 4 検査結果、 5 診療履歴、 6 投薬履歴、 7 傷病名、 8 医療費、 9 その他患者情報（予防接種の予診票、診療情報提供書等）	
記録範囲	成田市国保大栄診療所を受診した患者	
記録情報の収集方法	本人、親族、ケアマネージャー、包括支援センター、検査業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関、ケアマネージャー、包括支援センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	人間ドック受検申請書及び申請台帳（国保）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1526	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の人間ドック受検申請の処理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6課税・納税額 7医療機関名	
記録範囲	35歳以上の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの人間ドック受検申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の対象者一覧表及び記録票	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課 電話番号 0476-20-1547	
個人情報ファイルの利用目的	健康状態不明者、糖尿病等医療中断者等への個別指導及び支援のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7健康状態、8生活状況、9健診・医療受診状況	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、家族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		